2014年6月定例会県

知事提出議案、議員提出議案、請願についての討論 7月2日 日本共産党・長谷部淳県議

日本共産党の長谷部淳です。日本共産党を代表し、今議会に提案されている議案と請願への意見を述べさせていただきます。

今議会は、安倍政権の横暴きわまる暴走に次ぐ暴走政治のもとで開かれました。きのうの集団的自衛権行使容認の閣議決定はその象徴であり、満身の怒りをもって抗議し、撤回を強く求めたいと思います。

この政権は、福島原発事故などなかったかのように原発再稼働、輸出に走り、被災者の暮らしなどそっちのけで消費税増税、低線量被ばくの長期的影響がわからないもとで、被災県民に真に寄り添おうとしない医療・健康施策、TPPへの前のめり、安上がりの医療・福祉で負担だけは国民に押し付け、今年は国連が定める「国際家族農業年」でありながら、家族農業を支える基盤を壊すことをはばからない農政を強行しようとしており、こうした悪政から被災県民のくらし、県民のなりわい、県民の命を守る議会の姿勢がきびしく問われます。

この点で、空前の増税を国民に押しつける消費税増税中止を求める当然の声である 請願 269 号、原発事故を受け、県民の健康と命を守る切実な要望を託し、また労働現 場や介護・教育現場、障がい者、若者、農業者から出されているそれぞれの待遇や環 境改善・制度充実を求める継続請願 226 号、請願 282 から 289 号、ならびに 291 号か ら 295 号までの各号にはしっかりと応えるのが福島県議会の責任だと思います。

最初に知事提出議案第 18・19 号です。県が行なう建設事業などに対する市町村の負担については、従来、私たちは、県が全額負担すべきことを提案しています。まして、大震災の被害に苦しみ、その再生へ向けた市町村を広域自治体としての県が支援することは当然のことであり、市町村の負担撤廃をこそ決断すべきです。

次に、議員提出議案第 294 号「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」についてです。

この議案は、「社会保障・税一体改革の円滑な進行」と「消費税財源を的確に活用」することが前提です。この前提そのものが欺瞞ではないかと言わざるを得ません。そもそもこの一体改革は、小泉内閣の急進的構造改革が、企業の正規労働者の過酷な削減と非正規化、地方に対する公共投資の削減、社会保障はリストラを進め、大企業は史上未曾有の利潤をあげた反面、餓死、自殺、ネットカフェ難民、介護難民、医療難民など社会的な問題が噴出したなか、福田・麻生内閣で、社会保障の支出増はやらざるを得ないがその手当てとして消費税の引き上げが出されたことが発端です。

しかし、当時の両内閣にとても消費税増税などできず、小泉構造改革による社会の 矛盾と構造改革に終止符を打ってほしいという国民の期待が、年越し派遣村、後期高 齢者医療制度に対する反対運動など反構造改革の社会運動と相まって、自民党政権を 追い込み、民主党政権を誕生させたのでした。

その民主党政権は、国民の期待に応えるどころか、裏切り政策を続け、自民党とまったく変わらないことが明らかになったところで3・11の震災が起こり、当時の菅内閣の下で、この一体改革は、社会保障も身を切り、それでも足りないから消費税増税も、と舵が切られました。

これが野田内閣、そして安倍内閣と引き継がれ、社会保障切り捨てと消費税増税の一体政治として今現在進められているのが現実です。その証拠に、今年度の政府予算において、「社会保障のため」と言って消費税増税を前提にしながら、年金給付の連続削減、70歳の医療費窓口負担2割化、診療報酬は消費税増税分を除けば実質マイナスとし、先般閉会した国会では、医療・介護総合法がすべての野党の反対のなか、自公両党の与党だけで強行されましたが、医療では病院のベッド数をいっそう削減することで医療費削減を図る、介護では要支援認定者を介護保険サービスから除外し、特別養護老人ホーム入所も要介護3以上に原則限定することで、介護給付費を削減することなどが決められました。これが、社会保障の身を切り、消費税も増税する「一体改革」の正体です。この推進を担保しようというのが医療・介護総合法であり、その柱の一つが地域包括ケアの構築です。

地域包括ケアシステムは、重度の要介護状態となってもすみ慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステムとされるものの、国が責任を持つわけではなく、基本は自己責任です。すなわち、医療も介護も予防も住まいも生活支援も、そのすべてのサービスを自己責任のもとに金で買うことを前提としてしまったのです。

原発事故によって、とりわけ原発立地地域を中心として福島県民は、憲法 25 条の生存権どころか、13 条の個人の尊厳・幸福追求権、29 条の財産権さえ奪われ、その人権の回復こそが求められているときに、国の責任を投げ捨てた医療・介護総合法を前提とした意見書に同意はできません。

原発被災地福島県議会として求めるべきことは、この法律の実施の中止と審議のし直し、税や社会保険料負担における応能負担原則を徹底し、憲法 25 条に基づいて、いつでもどこでもだれでもが、費用の心配なく必要なサービスを受けられる地域包括ケアの構築としなければなりません。

次に、議員提出議案第 281 号と第 282 号、請願 270・271 号の集団的自衛権にかかわってです。

この間のマスコミの世論調査でも、国民の過半数が「反対」し、全国の地方議会で

は、容認反対や慎重な審議を求める意見書が、5月には62議会だったものが6月には192議会と3倍以上に増えています。集団的自衛権行使容認を前提にした意見書を、原発被災地の福島県議会が採択することは、県議会の歴史に取り返しのつかない汚点を残すものと言わなければなりません。

5月 15 日に集団的自衛権行使を容認する報告書を出した安保法制懇はもともと首相の決済で設置された私的諮問機関であり、法令に基づく審議会と違って法的裏付けはありません。「出席者の意見表明、意見交換の場にすぎない」と政府通達などでもされており、その報告には法的拘束もありません。しかもそのメンバーは全員が集団的自衛権行使容認論者で占められる極端な偏向ぶりであり、安倍首相の改憲日程に従属した機関にすぎません。報告内容は最初からわかりきっていました。

3月6日付の「信濃毎日新聞」が、「政権にとって都合のいい顔ぶれを集め、その提言を『錦の御旗』に憲法解釈を変えるとすれば、自作自演のようなものだ」と断じたのも当然のことです。

現在の国連憲章は、「紛争の平和的解決」を根本精神としています。前文で「われら連合国の人民は…互いに平和に生活し…共同の利益の場合を除く外は武力を用いない」とし、2条3項で「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって…解決しなければならない」とし、33条1項が「いかなる紛争でも…その当事者は、まず第一に…平和的手段による解決を求めなければならない」としているように繰り返し紛争の平和的解決が強調されています。2条4項においては、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を…慎まなければならない」とし、武力の行使を包括的に禁止しています。その国連憲章に原案にはなかった個別的および集団的自衛権が、武力行使の包括的な禁止条項の例外として付け加えられたのは、憲章策定の最終段階でした。

国連憲章と日本国憲法とが、その理念の基調において同一でありながら、憲章は、 自衛権観念を新たに加えることによって大幅に変質をこうむったのに対し、日本国憲 法は、軍事的意味での自衛権を否定することによって、当初の、そして本来の国連憲 章の精神にもっとも忠実な、純粋な憲法となりえたことの歴史的意義を、日本国民と して、私たちは誇りをもって世界に発信すべきです。

今年のノーベル平和賞に「日本国憲法、特に第9条を今まで保持している日本国民」 がノミネートされたのは、9条の歴史的のみならず国際的な意義が高く評価されてい る証(あかし)です。

個別的自衛権は国際法において歴史は古いとされますが、集団的自衛権は現在の国 連憲章で初めて認められたものです。

集団的自衛権は、「自衛」と名がついているものの、日本が攻撃されていなくても、 他国が攻撃されたときにともに武力行使する権利です。すなわち「自衛」権ではなく 「他衛」権であり、日本が他国の戦争に加わる「攻撃参加権」そのものです。だから歴代の政権は、1954年に自衛隊を発足させた時から、日本に対する急迫不正の侵害に限定した現行の自衛権発動の3要件を確立させ、集団的自衛権は、日本への急迫不正侵害がないから行使できないとしてきました。

こうして、「憲法9条の下では集団的自衛権行使は許されない」とする政府解釈は、 戦後半世紀にわたる国会の議論を積み重ねて政府見解として定着し、確定してきたも のです。だからこそ、従来の海外派兵法には「武力行使をしてはならない」「戦闘地域 にいってはならない」と明記されたのです。

これを 180 度くつがえすのが集団的自衛権行使容認です。「限定的」と言っても、海外での無限定の武力行使が可能になるという本質はまったく変わらず、「必要最小限」と言っても、「積極的に相手をたたく戦闘行為」以外は何でもできることが国会論戦でも明らかにされました。

しかもこれまで「集団的自衛権の行使」と主張された事例は、アメリカや旧ソ連といった巨大な軍事力を持った大国が、ベトナムやアフガニスタンなど小さな国に攻め入っている侵略戦争がほとんどです。

こうして歯止めもはずれ、戦闘しているところに自衛隊が行けば、たとえ「後方支援」であっても犠牲者が出ることは、アフガニスタン戦争でも明らかです。ドイツは、平和維持や復興支援を目的に派兵しましたが、55人の犠牲者を出しました。NATO諸国では1,032人が犠牲になっています。

だから集団的自衛権行使は、自衛隊が、アメリカの戦争のために、殺し殺される状況に追いやられ、若者の血を流すというのが正体です。県内の若者もその対象となるのは必至です。

自民党の加藤紘一元幹事長が「集団的自衛権の行使容認をすれば、米国の要請で自衛隊が、地球の裏側まで行く」、この「議論は…徴兵制まで行き着きかねない」(「しんぶん赤旗」日曜版 2014 年 5 月 18 日)と指摘し、同じく古賀誠・元幹事長が「専守防衛以外に、自衛隊が戦うことになることは間違いない。殺し、殺されというのが必ず生じてくる」(「週刊朝日」2014 年 5 月 23 日)と警告し、先週の朝日新聞のインタビューでも、防衛庁研究所長・教育訓練局長を務めた新潟県の小池清彦加茂市長が、

「集団的自衛権の行使にひとたび道を開いたら…日本人が血を流す時代が来ます…徴 兵制を敷かざるを得ない…日本の将来に関わる話。声を上げることは、今を生きる者 の責任」(「朝日新聞」2014年6月25日)と言っています。

もともと安倍首相は「いまの憲法解釈のもとでは、アメリカが攻撃を受けたときに、 日本の自衛隊が血を流すことはない」と嘆いてきた人物であり、自民党の石破茂幹事 長は「集団的自衛権を行使するようになれば、自衛隊が他国民のために血を流すこと になるかしれない」と認めています。 今の自民党は、作家の保坂正康氏が昨年末の雑誌で危惧したように、「保守政党じゃなくて右翼化した全体主義政党」(「週刊朝日」2013年12月27日)です。かつての自民党ではありません。

その安倍政権が、9条改定が困難と知ると、96条の改憲手続き緩和という邪道に走り、それが「裏口入学」と批判されると、改憲手続きをせずに閣議決定で憲法破壊に走る、まさに戦争する国づくりへ向けたクーデタにほかなりません。

アメリカのニューヨーク・タイムズは5月9日、「日本の平和憲法」と題した社説で、 「安倍氏は政府に憲法を再解釈させて九条を無効にしようとしている。このような行 為は完全に民主的過程をないがしろにするもの」ときびしく指摘しています。

原発事故前までは安全神話にどっぷりとつかった思考停止状態が県民を現在の深刻な状態に陥れ、今またその教訓を学ばず、「右翼化した全体主義」にあらがうこともできない思考停止によって、立憲主義と民主主義、そして平和主義を真っ向から否定し、人を殺し、殺されても構わないとする国民を育てる、国そのもののあり方を根本から変え、憎悪と報復の的となる国にしてしまうことに手を貸すようなことがあってはなりません。

戦場で人を殺すことを法的に保障する交戦権を復活させ、自衛隊を殺し殺される軍隊とすることが集団的自衛権行使の本質であることを隠し、国民の理解が足りないかのように言う 281 号議案はまったくの的外れです。

一片の閣議決定だけで自衛隊を動かせるわけではありません。今後、自衛隊を軍隊 に変容させる法案が準備され、これらを閣議決定しなければなりませんが、その過程 で、安倍政権の瓦解が同時に進むことを指摘しないわけにはいきません。

なお、国が、自衛隊を殺し、殺される軍隊に変容させようとしているなか、その艦船の活用を含んだ議員提出継続議案第268号「災害時多目的船の導入を求める意見書」に同意はできません。

以上の理由から、知事提出議案第 18 号・19 号、議員提出議案継続第 268 号、議案 281 号、294 号の各号は否決、そして議員提出議案継続 196・197 号、議案 280 号、282 号、296 号から 301 号、305 号、306 号、308 号から 310 号、313・314 号の各号は可決、また、継続請願 181 号・182 号・226 号、請願 269 号から 271 号、282 号から 289 号、291 号から 295 号までの各号は採択すべきことを表明します。

議員のみなさん、福島原発事故からしっかりと教訓を引き出し、この福島を、そしてこの福島県議会を、自らの良心に基づいて、自由に、はっきりとした意思を、態度として示すことができる、21世紀初頭の自由民権運動の先駆けの地とすべきこと呼びかけて、討論を終わります。

以上